

平成24年6月6日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

平成24年6月15日（金）午前10時00分開議

第1 議案第5号から第6号までの上程説明

第2 議案第1号から第6号までの質疑後  
委員会付託

第3 休会の件

## 茂原市議会定例会会議録（第4号）

平成24年6月15日（金）午前10時00分 開議

○議長（早野公一郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議長の報告

○議長（早野公一郎君） ここで報告します。本日、市長から今定例会に提出するための議案の送付があり、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議事日程

○議長（早野公一郎君） また、本日の議事日程は、本会議開会前に議会運営委員会が開かれ、協議の結果、お手元に配付のとおり、追加議案の上程説明、質疑を行うことといたします。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議案第5号から第6号までの上程説明

○議長（早野公一郎君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

最初に、議事日程第1「議案第5号から第6号までの上程説明」を議題とします。

議案第5号から第6号までを上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 追加議案としてお願いいたします案件につきまして御説明をいたします。

案件は、人事案件2件でございます。

まず、議案第5号「副市長の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、現副市長の長谷川正氏の任期が本年7月1日をもって満了となることから、引き続き同氏を副市長に選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第6号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、現委員の古谷一雄氏の任期が本年6月29日をもって満了となることから、引き続き

同氏を委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（早野公一郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 議案第1号から第6号までの質疑後委員会付託

○議長（早野公一郎君） 次に、議事日程第2「議案第1号から第6号までの質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、議案第1号「平成24年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について質疑を許します。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） それでは、質疑をいたします。よろしくお伺いいたします。

第1号の7ページ、民生費、衛生費、商工費、土木費、こちら、すべて質疑をさせていただきます。

まず、民生費のほうで、緊急雇用創出事業、介護人材育成事業、1900万円余が出ております。ヘルパー養成事業委託料です。こちらのほうでは2点ほどお伺いをいたします。

1つ目は、この事業は今回だけでなく、もう既に22年度、23年度行われておりますが、要するにヘルパーさんの育成、2級取得を目的として、また、介護施設で仕事をしてもらう、こういうような内容だと思うんですけども、まず、これまで行ってきた事業の成果はどうだったのかを伺いたいのが1つ。

そしてまた、今回の質問でもずっとやっているんですが、市内の離職者を雇用してもらいたい、そしてまた、事業者の選定は市内の事業者を対象としてもらいたい、こういうことを強調しておりましたので。また、今回もこの緊急事業では地元限定をしているのかどうか、この点をお伺いしたいということで、民生費の介護人材育成事業、2点お伺いしたいと思います。

その次の衛生費、こちらは住宅用太陽光発電設備設置奨励事業、要するに太陽光発電事業のことなんですけれども、これも私は一般質問を行いました。こちらのほうも、こういった事業というのも地域活性化という点では、当然地元の、今、パネルとか、インバーター、そういったものは昔と比べると大分安くなったということで、工事費にお金がかかる。工事は地元の業者さんにとは思うんですが、そういった点、何か規制があるのかどうか。それが1つ。

また、2点目は、この利用者の方、新しくうちを建てる方、既にうちは建っている方、いろ

いろいろあると思うんですが、新築される方はそれに乗じてやればいいんですが、既存されているお宅というのは結構負担がかかるので、それに限定しているのかどうか。というのは、埼玉県で、新築家屋ではなくて、もう既にできている既存家屋に限定している、こういった事例もありますので、茂原市ではこういう点、基準とかなんかがあるのかどうか。また、周知に関してはどのように行っているのか、この3点をお伺いしたいと思います。

次、衛生費の清掃総務費、長生郡市広域市町村圏組合のほうの清掃事業負担金、こちらも5034万円余が計上されていますが、お話を伺いますと、市原のエコセメントへ出していた飛灰が、排水に放射性物質が出たということで現在受け入れができていない。じゃ、どうするのかといったら、今、広域組合のほうに保存しているような状況ですが、最終処分場のほうにも今地元の方と、自治会のほうと協議している、そんなお話を伺いました。どうするのかというと、飛灰のままじゃなくて固形物にすると。そうすると、今まで休んでいた機械、老朽化したんで、それを修繕するんだというような金額と伺いました。茂原の負担分である、ということですが、10月から長野県のほうに、固形にして引受先が一応今検討されている、このようなことを伺っていますが、もし市原のエコセメントが今度操業がもし、再操業ができるようになったら、これはどうなさるのでしょうかということが1つ。

2点目は、今後、安定した飛灰の処理、茂原だけでなく千葉県、特に東葛地域、あちらのほうでは非常に大変な問題になっています。茂原でも、決してこれは、今後どうなるのかということも大きな問題だと思うんですが、今後どのようにお考えなのか、それをお伺いしたいのが1つ。

また、こうした問題というのは、その大もとには東電の責任というのが重くあると思うんですね。そういう中で、東電に対して、今、自治体によっては賠償責任を要求し、全部じゃないけれども、きちんと賠償してもらっている、こういう事例もあります。広域のほうでは、この点は賠償責任問題としては請求したりなんか、そういったことを考えていらっしゃるのか、また、やるのか、そういった点をお伺いしたい、この3点です。

次、商工費のほうの緊急雇用創出事業製造業実態調査事業費、これも1400万円余、非常に高い金額が出ております。この大きい金額のその内容、また、これだけの大きい金額ですから、どの程度の人員とか、そこら辺のところを具体的にお伺いしたいのが1つです。

最後、土木費。こちらも緊急雇用創出事業となっております。その内容、土木施設要望台帳作成業務委託料、このようになっていますが、この具体的な内容。それと、こちらも2300万円余出ております。こちらも大きい金額です。委託する業者、内容はよくわからないんですけれ

ども、ぜひ市内業者をと、このように思っているんですが、このあたりをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長（岡本幸一君） それでは、民生費の中の緊急雇用創出事業、介護人材育成事業につきまして、これまでの事業の成果はどうか、また、事業者の選定や就業者は地元限定しているのかとの御質問にお答えいたします。平成22年度及び23年度に実施いたしました介護雇用プログラムは、離職失業者に対して、働きながらホームヘルパー2級を取得する機会を与えるとともに、介護分野での雇用拡大を図るものであります。この事業の成果につきましては、平成22年度、23年度合わせまして22人が雇用され、そのうち19人がホームヘルパー2級の資格を取得、さらに11人が継続雇用となっており、就業者が不足しているという介護分野におきまして、新しい人材の育成確保に一定の効果があったものと評価しております。

今議会に提案の介護人材育成事業の内容につきましては、昨年までと同じく市内の事業者を対象といたしまして委託して行うものであり、対象事業所あてに個別案内をするとともに、ホームページにより周知し、公募するものであります。選定されました事業所では、ハローワークを通じて求人をする事となりますが、介護現場の人材不足を解消するため、雇用の対象者は市内の離職失業者に限定されてはおりません。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 経済環境部次長 三浦幸二君。

○経済環境部次長（三浦幸二君） 衛生費、太陽光発電設備補助金についてお答えいたします。

初めに、工事業者を地元の業者に限定しているかとの御質問ですけれども、議員のおっしゃるとおり、地元業者の受注がよいと考えておりますが、特に工事業者の限定はございません。発注につきましては、施行主のお考えですので、御理解いただきたいと思っております。いずれにいたしましても、太陽光発電設備の設置によりCO<sub>2</sub>の削減や省エネが図っていければと考えております。

2点目の新築家屋と既存家屋の補助の対象があるかということなんですけれども、新築家屋、既存家屋、いずれの設置の場合も補助対象、補助基準額も同じでございます。

3点目の周知の方法なんですけれども、7月1日号のもばら広報とホームページで周知する予定でございます。

なお、申請受付につきましては、7月19日からを予定しております。

次に、広域組合清掃事業負担金でございます。市原エコセメントが再開した場合という御質

間でございます。今回、市原セメントのほうの稼働のめどが立たないということで、とりあえず10月から3月、長野県のほうに業者委託する予定でございます。仮に再開した場合は、現在、広域のほうに保管されているものを搬入することとなります。

2番目の安定した飛灰の処理を今後どう考えるかにつきましては、このように1つの業者でやっている、こういうこともございますので、今後、幾つかの業者に委託するなど、できるだけ迅速な対応を図っていきたいと考えております。

3番目の賠償請求の問題でございますが、こちらは原子力発電の事故に起因する費用といたしまして、飛灰の一時保管費用とか放射能の測定費用、そういうもろもろの賠償請求をする予定でございます。

次に、商工費、緊急雇用創出事業の製造業実態調査の御質問でございます。本事業は、失業対策として、緊急雇用対策事業を活用して市内製造業の調査を実施し、その後、調査結果に基づき市内企業のガイドブックをつくるものでございます。用途といたしましては、企業の受注拡大、企業間同士の情報交換、また、企業誘致の際にPR誌として活用していきたいと考えています。調査にあたっては、全体で7名、そのうち5名について失業者を雇用する予定でございます。人件費につきましては約52%、945万円程度を予定しております。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 都市建設部次長 小高 隆君。

○都市建設部次長（小高 隆君） 土木費の緊急雇用創出事業の中の土木施設要望台帳作成業務の関係でございますけれども、まず、業務の内容ですが、舗装新設、道路改良、排水整備等の住民要望につきまして、現在まで各担当によります書面での保管方法から土木施設に関する要望を一元管理し、データベースをつくることにより住民要望の可視化と要望書の適正管理をしようとするものでございます。

なお、雇用者の募集につきましては、ハローワーク茂原で新規雇用者8名を採用する計画でありまして、採用にあたりましては、可能な限り市内在住の方を優先する予定でございます。また、委託業者の選定でございますけれども、今回の業務内容は、情報処理技術、地図情報システムの活用等、専門的技術を有しているという条件はございますが、可能な限り市内業者を優先的に選定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） それでは、答弁を受けまして何点か。

民生費のほうです。こちらのほうは、介護分野での求人というのは非常に多いんですけども、いろいろな条件もありまして、求人がなかなか追いつかないということもありますが、茂

原市ももう25%を超えた高齢化ということでは、今後、非常にこういった求人、必要性を認めるという点では大きな事業だと思いますので、今後、この事業をぜひ継続していただきたいと思うんですが、ただ、一方では、緊急雇用創出事業ということで、半年とか1年とかの限定付きでございますが、今後、こういったことを雇用に関して取り組まれるのかどうか、そこら辺のところをお伺いしたいのが1つ。

商工費のほうで、こちらの製造業実態調査、これでガイドブックをつくるんだと、そういうことで企業を訪問したり、そういうようなときに使うということですが、ちなみに、大体どの程度つくられるのか、そのあたりをお伺いして、聞き漏らしたんですが、ガイドブックなり何なりということは、市内の業者のことをよくわかっている、そういうところにこういったのを委託されるんだとは思いますが、そこら辺の具体的なところをもう既にお考えなのかどうか、そこをお伺いしたい。以上です。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長（岡本幸一君） それでは、介護人材育成事業につきまして、今後の取り組みについての再質問にお答えいたします。介護分野におきましては、特に若い方たちを中心とした就業者が不足しておりまして、人材の育成確保は重要であると認識しております。今後も国や県の動向を注視した中で、緊急雇用創出事業が継続される間は本事業を活用いたしまして、地域の雇用拡大や介護現場の人材不足解消につながるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 経済環境部次長 三浦幸二君。

○経済環境部次長（三浦幸二君） 初めに、地元業者をとという話なんですけれども、いろいろな市内業者を調査するというので、そのような方向でやりたいと考えております。

あと、部数につきましては、2000部予定しております。調査対象となった企業、市内小中学校とともに近隣の高校に配布して、今後の就職活動にも御活用いただければと考えております。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） ほかにありませんか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 4款衛生費の保健環境衛生費の中の住宅用太陽光発電の補正について伺います。これは増額の補正なので非常にいいことなんですけど、まだ申請がない段階での補正に至った経緯を教えてくださいと、それから、これは全部、県支出金で賄っていたと思ったんですが、1割弱が一般財源になっていますけれども、その辺も教えてくださいとお願いいたします。以上です。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。経済環境部次長 三浦幸二君。

○**経済環境部次長（三浦幸二君）** 衛生費、太陽光発電設備補助金の増額補正の経緯ですが、24年度の予算編成の時点では、前年度予算実績140万円を計上いたしました。その後、県のほうから210万円の内示がございましたので、今回補正したものでございます。一般財源分につきましては、これは3.5キロワット掛ける2万ということで7万円ですので、3.5を例えば3.4とか3.3ですと端数が生じますので、県の補助金を有効活用するために端数を一般財源で処理して、この210万円すべて活用するという意味で一般財源を投入してございます。以上でございます。

○**議長（早野公一郎君）** 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第2号「住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」質疑を許します。飯尾 暁議員。

○**1番（飯尾 暁君）** それでは、伺います。

この議案ですが、外国人登録法が廃止されまして、3年前でしょうけれども、新たな在留管理制度、これと外国人の住民基本台帳への再編のため必要とされている条例の改正であると理解しておりますが、以前の入管法によります法務省の管理、これがあつたわけですが、そしてもう一方、外国人登録証の市町村の発行という、こういうことによります二元管理というのがよく言われておりましたけれども、この一連の法の改正で、法務省が今度在留カードを発行するというので、これで一元管理するというふうになったと。市町村がこれによって台帳に記載していく。また、住民基本台帳法改正などが必要とされました社会的背景、なぜこういうふうに法律が改正されていく状態となったのかという社会的背景があると思うんですけども、それと、国当局の一連の法改正の意図がどのようなところにあつたんだろうかと、そういうことを伺いたいと思います。

また、在留カードを法務省が発行して、それに基づいて住民基本台帳に外国人の方々を登録していくということなんでしょうけれども、管理上のメリットというのが自治体にあるのかどうかということを伺います。よろしく申し上げます。

○**議長（早野公一郎君）** 当局の答弁を求めます。市民部次長 古谷野まり子君。

○**市民部次長（古谷野まり子君）** ただいまの住民基本台帳法改正などか必要とされた社会的背景と国当局の一連の法改正の意図はどういうところにあつたものと思われるか。また、本市

での管理上のメリットはあるかとの御質問にお答えいたします。日本へ入国、在留する外国人の数は年々増加しており、行政において外国人の方の入国、在留状況を正確に把握することの重要性が増しております。現在、日本に在留する外国人の方は、入管法に基づく入国・在留関係の許可の手続きと外国人登録法に基づく制度によって行われております。しかしながら、外国人住民の国籍の多様化や頻繁な居住地の変更等により、在留外国人の情報の把握が困難となってきた背景から、在留管理に必要な情報について法務省と市町村にて把握、管理されている制度を集約、一元化し、正確かつ継続的に把握する制度として再構築されたものです。今回の改正にあわせて、住民基本台帳法の対象者として外国人住民が加えられ、正確な在留状況を把握することにより、教育、医療、福祉等の行政サービスの円滑な提供と行政手続きの軽減が図られることとなります。以上です。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありませんか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 外国人の方々の変化に伴い管理を強めたいと、こういう意図があるような気がしましたが、それはさておき、在留カードを発行されないおそれのある人がいらっしやると、いわゆる不法滞在。この人たちは台帳記載の対象から外れてしまうのかどうかということをお聞きしたいんですが、ちょっと調べてみたんですが、地方自治法では、外国籍の住民であっても差別なく医療や保険など行政サービスが受けられる、こうされております。不法滞在とされてきた人々も、今まで市町村の裁量で外国人登録証を出して、国保などの発行がされてきた場合もあると、こういうことを伺っておりますが、この台帳に記載されない人たちは今後どうなっていくのかというのが心配されますので、お考えをお願いします。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。市民部次長 古谷野まり子君。

○市民部次長（古谷野まり子君） ただいまの質問にお答えいたします。

在留カードを発行されないおそれのある不法滞在外国人の方は台帳記載の対象から外れるのかどうか、また、地方自治法では外国籍でも住民でも差別なく医療や保険、行政サービスなどが受けられるとされており、不法とされてきた人々にも今までは市町村の裁量で登録証を出し、国保などを発行されてきたとのことだが、台帳に記載されない人は今後どうなるかという御質問でございます。新たな在留管理制度では、3か月を超える中長期間在留する外国人の方を対象としており、在留資格のない外国人の方については、住民基本台帳法への対象から除外されております。現在、在留資格を有しない方については、市町村の裁量ではなく、外国人登録法に基づき適切な登録を行っております。また、国民健康保険の加入につきましても、1年以上の在留資格を有する方が対象となっております。

なお、住民基本台帳法への対象から除かれる方については、基本的には教育、医療、福祉等の行政サービスを受けることができなくなりますので、在留手続きを行うよう既に案内文をお送りし、周知に努めております。以上です。

○議長（早野公一郎君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 大変なことになりそうなので、くれぐれも自治体として人道的立場で臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（早野公一郎君） ほかにありませんか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 印鑑条例の一部を改正する中で、16条の内容なんですけど、16条の中の1項の3号、氏名、氏または名、これの変更があったときに抹消ができるという内容なんですけど、そのときに、変更があったときの中で、登録されている印影を変更する必要のないときを除くという括弧書きがあるんですけど、この必要のないときを除くというのは、何を想定されているのかよくわからないんですけど、この辺の説明をお願いしたいと思います。変更があったときだから、変更があれば当然必要なくなるんで、市長のほうで抹消する、これはいいんですけども、変更があったんだけど、印影が変更の対象にならないというのは、どういうことを想定しているのかわからないことが1点です。

もう1点は、4号の外国人住民である者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき、括弧書きが、日本の国籍を取得した者を除く、これはこれでいいんですけど、今回の条例の中で、外国人が住民基本台帳の中にそのまま登録されるというふうになっていますよね。これは多分、そこから抜けたものという形を想定しているんじゃないかと思うんですけど、その場合は、（1）の1号と同じに今度はなるんじゃないかと思うんですけど、その辺の違いを教えてくださいたいと思います。それがわかれば、多分、2項の中で、3号または5号は抹消したときには登録者にその旨を通知するというふうにあるんですけども、ここに4号が入るのか入らないのかというのは、その内容がわかればわかると思うんですけども、このままだと4号も入るんじゃないかと思ったんですけど、その辺を教えてくださいたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 古谷野まり子君。

○市民部次長（古谷野まり子君） 16条第1項第3号の中で、登録されている印影を変更する必要のないときを除くということはどういう意味かという御質問でございますけれども、これは結婚とか離婚等で氏が変わった場合、そういうことが1つとして想定されます。この場合、名前で登録してある方は、氏が変わっても印影としては変わりませんので、そのまま登録できるということで、この括弧書きの条文を載せてあります。

次に、16条1項4号における印鑑登録の抹消の中で、外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったときとはどういう場合であるかということでございますけれども、1と同じではないかという御質問でございますけれども、この45というのは、基本台帳法で外国人住民のことを指しております。その場合、外国人住民でなくなった場合ということを考えておりますので、1とは若干異にしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 大体わかりましたけれども、3号のところの、今の説明ですと、例えば同じ氏で結婚されたときというのは、これは変更にあたらないんじゃないかと思うんですね。要するに、印鑑登録してあっても結婚したから、名前が違う場合は当然、今は別々にできないわけで、どっちかにするとか、別の名前にする、1つに決めるわけですがけれども、その決めたときは変更に値するから、当然それは抹消されてもいいんですけれども、佐藤さんなら佐藤さん、同じ佐藤さんで結婚された場合は、この変更にあたらないんじゃないかと思うんです。変更にあたるとして、括弧書きで印影を変更する必要があるというふうに想定しているのか、別な想定をしているのか、その辺がちょっと今の説明ではわからなかったんですが、それをよろしくお願いいたします。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 古谷野まり子君。

○市民部次長（古谷野まり子君） ただいまの御質問でございますけれども、例えば佐藤さん同士が結婚した場合は、これは変更にあたらないと解釈しております。ですから、この3号の条文には当たらないと、そういうふうに解釈しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（早野公一郎君） 加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 確認です。変更にあたらないということなんですよね。そうすると、ここの括弧書きのところは、変更する必要があるときを除くというのは、何を想定されているのかというのがちょっとわからないんですけれども、それを具体的に、こういうのを想定してやっているというのがわかれば。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。市民部次長 古谷野まり子君。

○市民部次長（古谷野まり子君） 先ほど言いましたように、例えば佐藤さん同士で結婚した場合は、ここでいう変更には当たらないわけです。けれども、結婚とか、例えば外国人が、氏が変わったり、名前が変わったり、そうした場合、印影は、その変わったものでないもので登録してある場合には変えなくもいいよという括弧書きでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（早野公一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第5号「副市長の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第6号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」質疑を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（早野公一郎君） なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第3号から第6号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早野公一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第3号から第6号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり各所管委員会にその審査を付託します。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 休 会 の 件

○議長（早野公一郎君） 次に、議事日程第3「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明16日から20日までは報告書作成等のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早野公一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しま

した。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は21日午後1時から開き、議案並びに陳情の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午前10時41分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

#### ○本日の会議要綱

1. 議案第5号から第6号の上程説明
2. 議案第1号から第6号までの質疑後委員会付託
3. 休会の件

○出席議員

議長 早野公一郎君

副議長 勝山颯郷君

1番	飯尾 暁君	2番	前田 正志君
3番	矢部 義明君	4番	金坂 道人君
5番	中山 和夫君	6番	山田 きよし君
7番	細谷 菜穂子君	8番	森川 雅之君
9番	平 ゆき子君	10番	鈴木 敏文君
11番	ますだ よしお君	12番	田丸 たけ子君
13番	加賀田 隆志君	14番	腰川 日出夫君
15番	伊藤 すすむ君	16番	深山 和夫君
18番	竹本 正明君	19番	初谷 智津枝君
20番	関 好治君	22番	三枝 義男君
23番	常泉 健一君	24番	市原 健二君
25番	田辺 正和君	26番	金澤 武夫君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	総務部長	金坂正利君
企画財政部長	麻生英樹君	市民部長	森川浩一君
福祉部長	大野博志君	経済環境部長	前田一郎君
都市建設部長	笠原保夫君	教育部長	鳩川文夫君
企画財政部参事 (企画財政部次長事務取扱)	金澤信義君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	相澤佐君
市民部次長 (市民課長事務取扱)	古谷野まり子君	福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	岡本幸一君
経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	三浦幸二君	都市建設部次長 (都市政策担当・ 本納駅東地区土地 区画整理担当)	矢部吉郎君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	小高隆君	教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	鈴木健一君
職員課長	山本丈彦君	企画政策課長 (本納駅東地区 土地区画整理担当)	十枝秀文君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	岡澤弘道
主幹	岡本弘明
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	宮本浩一